

土壌汚染対策法に定める特定有害物質が追加されます。

(平成 29 年 4 月 1 日より)

平成 28 年 3 月 29 日に土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等により、特定有害物質として、クロロエチレン (塩化ビニルモノマー) が追加されました。またそれに伴い関係法令の一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日施行) がありましたので、ご案内します。

■土壌汚染状況調査に定める調査方法

(1) 土壌ガス調査 (環境省告示 16 号)

土壌ガス中の調査対象物質である特定有害物質にクロロエチレンが加わります。

表 1. 土壌ガス調査 (環境省告示 16 号) の改正内容

特定有害物質	定量下限値	測定方法
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.1volppm	GC-PID(10.2eV, 11.7eV), GC-FID, GC-ELCD, GC-MS

(2) 地下水 (環境省告示 17 号)

地下水に含まれる試料採取等対象物質である特定有害物質にクロロエチレンが加わります。

表 2. 地下水 (環境省告示 17 号) の改正内容

特定有害物質	地下水基準値	測定方法
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1L につき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法

(3) 土壌溶出量調査 (環境省告示 18 号)

土壌溶出量調査に係る特定有害物質にクロロエチレンが加わります。

お気軽にお問い合わせください。



株式会社環境科学研究所

TEL. 052-902-4456

〒462-0006 愛知県名古屋市北区若鶴町152

担当者：濃度分析課 柏木

表 3. 土壌溶出量調査（環境省告示 18 号）の改正内容

特定有害物質	土壌溶出量基準	第 2 溶出量基準	測定方法
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1L につき 0.002mg 以下であること。	1L につき 0.02mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告 示第 10 号付表に掲げる 方法

○環境庁告示第 46 号（土壌の汚染に係る環境基準について）

環境基準項目にクロロエチレン(別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)及び 1,4-ジオキサンが加わります。

表 4. 環境庁告示第 46 号（土壌の汚染に係る環境基準について）の改正内容

項目	環境上の条件	測定方法
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下で あること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付 表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下で あること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示 59 号付 表 7 に掲げる方法

当社は土壌汚染対策法に定める指定調査機関として、土壌汚染状況調査の計画策定から詳細分析、報告書の作成まですべて社内で行うことで、迅速かつ、高品質なサービスをご提供致します。土壌調査の御用命、ご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

※現行の基準は環境省ホームページをご参照下さい。

【土壌汚染対策法に定める要措置区域の指定基準】

こちらをクリック → [環境省ホームページ内（土壌汚染対策法施行規則）](#)

【土壌の汚染に係る環境基準（46 号）】

こちらをクリック → [環境省ホームページ内（土壌環境基準 別表）](#)

お気軽にお問い合わせください。



株式会社環境科学研究所

TEL. 052-902-4456

〒462-0006 愛知県名古屋市北区若鶴町152

担当者：濃度分析課 柏木